

参考資料4

障害者自立支援法の改正について

- (1) 相談支援体制の充実等について P1 — P6
- (2) 関連資料：相談支援体制の充実・障害児支援の強化等
(基本的枠組み案) P7 — P9
- (3) 関連資料：相談支援の充実等について P10 — P44
- ※ 「平成23年10月31日実施 障害保健福祉関係主管課長会議資料」より抜粋

5 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正について

○ 相談支援体制の充実等について

本年6月30日にお示しした基本的枠組み案のたたき台の「相談支援体制の充実等」について、パブリックコメントにおけるご意見等を踏まえて、追加、修正を行ったところであり、そのポイントについては、以下のとおりである（その他の内容については、本年6月30日の「基本的枠組み案のたたき台」にお示しした内容のとおり）。

今後、この基本的枠組み案等を踏まえ、更に指定基準省令、報酬の内容等について検討を行い、お示しする予定である。

各都道府県等においては、平成24年4月の施行に向けて、今回お示しした「基本的枠組み案」を参考に必要な手続等を進めていただくとともに、関係市町村等に対し施行までの必要な準備等を促すなど、新しい相談支援体制の充実等の円滑な施行に向けてご協力と特段のご配慮をお願いしたい。

[今後のスケジュール]

平成23年11月	報酬の算定構造案、請求明細書等の様式案の提示
12月	指定基準省令案、事業者指定の手続き等の提示
平成24年 1月	報酬案の提示、事務処理要領案の提示
3月	政省令・告示の公布、留意事項通知、事務処理要領等の発出

（1）計画相談支援・障害児相談支援について

① 対象拡大に当たっての留意点等

対象拡大については、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに全ての対象者について実施。

なお、施設入所支援と就労継続支援又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

② 人員基準

本年6月30日の「基本的枠組み案のたたき台」においては、管理者、相談支援専門員について、原則として、事業所ごとに専従の者を配置することとした上で、例外として、業務に支障がない場合に地域相談支援との兼務を認めることとしていたところである。

しかしながら、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援については、一体的に業務を行うことが想定されるため、当該内容を修正し、原則として、地域相談支援との兼務を認めることとする。

③ 報酬

ア 障害児に係る計画作成等の報酬について

障害児に係る計画作成等については、特定相談支援事業者（障害児の居宅サー

ビス) 及び障害児相談支援事業者(障害児の通所サービス)の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成することとし、当該報酬については、障害児相談支援に係る報酬のみを算定する方向で検討。

イ 居宅介護計画(ケアプラン)とサービス等利用計画を担当する者が同一の場合の報酬について

利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、サービス等利用計画に係る報酬を減額して一定額を算定する方向で検討。

④ 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間の設定

モニタリング期間については、対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとともに、一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示すこととする。

具体的には、市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて以下の標準期間及び事項を勘案して個別に定める仕組みとする。

【標準期間(案)】

- | | |
|--|-------------------|
| ① 新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変動があった者 ※④を除く | → 利用開始から3ヶ月間、毎月実施 |
| ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者
※①を除く | |
| ア 現行制度の対象者 | → 毎月実施 |
| イ その他 | → 6ヶ月ごとに1回実施 |
| ③ 障害者支援施設入所者 ※①及び④を除く | → 1年ごとに1回実施 |
| ④ 地域移行支援利用者 | → 6ヶ月ごとに1回実施 |

【勘案事項(案)】

- ・ 心身の状況、置かれている環境、総合的な援助の方針、サービスの種類、内容、量、各サービスの目標及び達成時期、支給決定の有効期間 等

また、モニタリング期間設定の手続き(案)については、以下のとおりとする。

- | |
|--|
| ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、6ヶ月ごと等)案」を記載。 |
| ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出。 |
| ③ 市町村は、支給決定に併せて、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、支給決定の有効期間の範囲内(毎月等集中的に実施する場合は1年を越えない範囲内)で「モニタリング期間(毎月、6ヶ月ごと等)」を定め、受給者証(※)に当該期間を記載し、対象者に通知。
※ 受給者証に記載欄を設ける。 |
| ④ 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)は、市町村が定めたモニタリング期間に基づき、モニタリングを実施。 |
| ⑤ 市町村は、モニタリング期間を変更(毎月→6ヶ月等)する場合には、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知(受給者証の提出を求め記載を変更)。 |
| ⑥ なお、対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定できることとする。 |

⑤ セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）によるモニタリングは実施しないこととする。

⑥ 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング

サービス事業所との中立性の確保や、サービス事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、別の相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ・ 身近な地域に相談支援事業者がない
- ・ 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合（計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・ その他市町村がやむを得ないと認める場合

等

⑦ サービス等利用計画と個別支援計画の関係

サービス等利用計画については、相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するものであり、個別支援計画は、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するものであることに留意すること。

（2）地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

① 地域移行支援

ア 対象者

- 障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障害者のほか、以下の者が対象となる。〔法律事項〕
 - ・ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者
 - ・ 障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者
- 精神科病院入院者については、支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者（例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど）を対象とする。

イ 地域移行支援の流れ

地域移行支援における支援の流れのイメージについては、以下のとおりである。

〔初期段階〕

- ・ 地域移行支援計画の作成
- ・ 対象者への訪問相談、利用者や家族等への情報提供等

[中期段階]

- ・ 対象者への訪問相談（不安解消や動機付け維持等）
- ・ 同行支援（障害福祉サービス事業所の体験利用等）
- ・ 自宅外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験外泊
- ・ 関係機関調整

[終期段階]

- ・ 住居の確保の支援
- ・ 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- ・ 関係機関調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関等）

② 地域定着支援

ア 対象者

グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、基本的に当該事業所の世話人等が対応することが想定されるため、対象外とする。

イ サービス内容

常時の連絡体制の確保は携帯電話による体制でも可とする。

ただし、緊急事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。

③ その他（共通事項等）

ア 支給決定主体

現行の障害者支援施設入所者と同様に、精神科病院も含め居住地特例を適用（入院・入所前の居住地の市町村）

イ 人員基準

本年6月30日の「基本的枠組み案のたたき台」においては、管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者について、原則として、事業所ごとに専従の者を配置することとした上で、例外として、業務に支障がない場合に計画相談支援等との兼務を認めることとしていたところである。

しかしながら、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、一体的に業務を行うことが想定されるため、当該内容を修正し、原則として、計画相談支援・障害児相談支援との兼務は認めることとする。

ウ 平成24年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業（補助金）」の概算要求
地域移行推進員及び個別支援会議については、障害者自立支援法に基づく個別給付によることとしており、本補助事業においては、ピアサポート、協議会、地域体制整備コーディネーター等について概算要求を行っているところである。

④ 精神障害者に係る都道府県・保健所の役割

都道府県・保健所は、地域移行・地域定着について、市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携等の役割を担う。

(都道府県)

- ・ 障害福祉計画に係る入院中の者に係るサービス量の見込について保健所及び市町村等に提示。
- ・ 地方精神保健福祉審議会及び都道府県自立支援協議会を通じ、精神科病院や関係機関への地域移行・地域定着支援の推進に向けた働きかけを実施。
- ・ 一般相談支援事業者の指定権者として、地域相談支援に係る事業者の指導監督の実施等。

(保健所)

- ・ 精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた圏域内の調整及び連携推進、市町村、精神科病院及び関係機関に対しての積極的な働きかけ。
- ・ 自立支援協議会等のメンバーとしての参加及び協力。
- ・ 利用者の状況に応じ、保健師や精神保健福祉相談員等が、地域移行支援・地域定着支援を担当する者と共に、同行訪問及び精神科病院等への連絡調整。
- ・ 市町村に対する管内の精神障害者に係る状況(入院者数等)に係る情報提供等。

(3) 相談支援の提供体制の整備

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要である。

このため、相談支援従事者研修の実施主体の拡大及び民間団体の相談支援事業者の活用について、本年10月26日付けで以下について通知を発出したところである。

都道府県におかれでは、当該通知を踏まえて、必要となる相談支援の提供体制の整備を計画的に進めるようお願いする。

① 相談支援従事者研修の実施主体の拡大

相談支援従事者研修の実施主体について、都道府県に加え、都道府県知事が指定する事業者まで拡大する。

※ 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について(平成23年10月26日
障発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を発出。

② 民間団体の相談支援事業者の活用

公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援の実績について、一定の要件のもと、実務経験として認める。

※ 相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて(平成23年10月26日厚生労
働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室 事務連絡)を発出。

(4) サービス等利用計画の導入と障害福祉サービス利用の組み合わせについて

本年6月30日の基本的枠組み案のたたき台において、就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ及び障害程度区分が4(50歳以上は3)よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受け入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようとする方向で検討する旨お示しし

ていたところであるが、必要な省令、通知等を改正し、平成24年度から実施する予定である。→ 詳細については16ページ参照

なお、ケアホームにおけるホームヘルパーの利用の組み合わせについては、現行の経過措置を延長することとする。

(5) 基幹相談支援センターの設置について

① 役割のイメージ

地域の相談支援の拠点として、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の役割を担う。(自立支援協議会の事務局を兼ねることなどにより、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化。)

② 財源

現在の相談支援事業に係る交付税に加え、以下について概算要求を行っているところである。

- ・ 地域生活支援事業費補助金による専門職の配置やコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）に係る補助
- ・ 社会福祉施設整備費補助金による施設整備費の補助

(6) 自立支援協議会の法定化

自立支援協議会については、障害者自立支援法の一部改正や障害者虐待防止法を踏まえ、以下の役割の強化が必要である。

市町村におかれては、地域の実情に応じて、当該役割を担う専門部会の設置等について検討すること。

- ① サービス等利用計画の質の向上を図る役割
- ② 地域移行のネットワークや資源開発の役割
- ③ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの役割

なお、障害者自立支援法の一部改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされている。

当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聞くよう努めること。

(7) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

地域生活支援事業費補助金において、必須事業化に伴う費用について概算要求を行っているところである。

平成23年10月31日版

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

相談支援体制の充実・障害児支援の強化等 (基本的枠組み案)

- 本資料は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の改正事項のうち、本年6月30日にお示しした平成24年4月1日に施行される相談支援体制の充実や障害児支援の強化等についての「基本的な枠組み案のたたき台」について、パブリックコメントにおけるご意見等を踏まえて、追加、修正を行ったものです。
- この基本的枠組み案やパブリックコメントにより頂いたご意見等を踏まえ、指定基準省令、報酬等について検討を行い、お示しく予定です。
- なお、「基本的枠組み案」のうち、報酬に関連する部分については、あくまでも当面の検討の方向性を示したものであり、平成24年度報酬改定プロセスにおいて検討していきます。

【今後の予定】

平成23年11月	報酬の算定構造案、請求明細書等の様式案の提示	
12月	指定基準省令案、最低基準省令案、事業者指定手続き等の提示	※ 障害児支援に係る指定基準等については、別途、案をお示ししているところであり、年内に公布を予定。
平成24年 1月	報酬案の提示、事務処理要領案の提示	
3月	政省令・告示の公布、留意事項通知、事務処理要領等の発出	

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおける障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

- 一 利用者負担について、応能負担を原則に
- 二 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

- 一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

- 一 相談支援体制の強化
 - [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化]
 - 支給決定プロセス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- 二 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 三 在園期間の延長措置の見直し

⑤ 障害見支援の強化

- 一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
- 二 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 三 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 四 在園期間の延長措置の見直し

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

- 一 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 二 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出
平成22年12月 3日 改正法が成立

① 公布日施行

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおける障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日) から施行

③ 公布日施行

- 一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 平成24年4月1日施行

- 一 相談支援体制の強化

[市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化]

支給決定プロセス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 平成24年4月1日施行

- 一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実

(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

在園期間の延長措置の見直し

[18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。
その際、現に入所している者が退所せられることのないようにする。]

⑥ 平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日) から施行

- (1)(3)(6) : 公布日施行
- (2)(4)(5) : 平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日) から施行

相談支援の充実等について

※ 「相談支援の充実等」に係る資料については、6月30日にお示しした資料に新たに加えた資料は当該資料の左上に(新)、6月30日にお示しした資料の文言の追加・修正はアンダーラインにより表記。

「障害者」の相談支援体系

現行

市町村／指定相談支援事業者に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村による相談支援事業

サービス等利用計画

地域移行支援・地域定着支援

見直し後

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は、市町村長が行う。

- 計画相談支援(個別給付)
 - ・支給決定の参考
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援
- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

- 指定相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用計画の作成
 - ・モニタリング

- 障害者・障害児等からの相談

指定一般相談支援事業者
(地域移行・定着担当)

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

- 地域相談支援(個別給付)
 - ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
 - ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

※ 市町村が現行制度において扱っている地域生活支援事業の相談支援事業に係る役割については、これまでと変更がないことに留意。

「障害児」の相談支援体系

現行

- 市町村／指定相談支援事業者に委託可
- 障害者・障害児等からの相談（交付税）

- 市町村／指定特定（計画作成担当）・一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）に委託可
- 障害者・障害児等からの相談（交付税）

見直し後

指定相談支援事業者

- ※事業者指定は、都道府県知事が行う。
- 指定相談支援（個別給付）
 - ・サービス利用計画の作成
 - ・モニタリング
- 障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）

- ※事業者指定は、市町村長が行う。
- 計画相談支援（個別給付）
 - ・支給決定の参考
 - ・対象を拡大
- 基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）

創設

障害児相談支援事業者（児）

- ※事業者指定は、市町村長が行う。
- 障害児相談支援（個別給付）
 - ・障害児支援利用援助
 - ・継続障害児支援利用援助

(児)とある
のは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

居宅サービス

サービス等利用計画等

通所サービス

支給決定プロセスの見直し等

(法) 市町村は、必要と認められる場合として省令で定められた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者から支給決定を行つ。

* 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケープラン等)を提出することもできる。

* 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について、市町村が指定する。

* サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

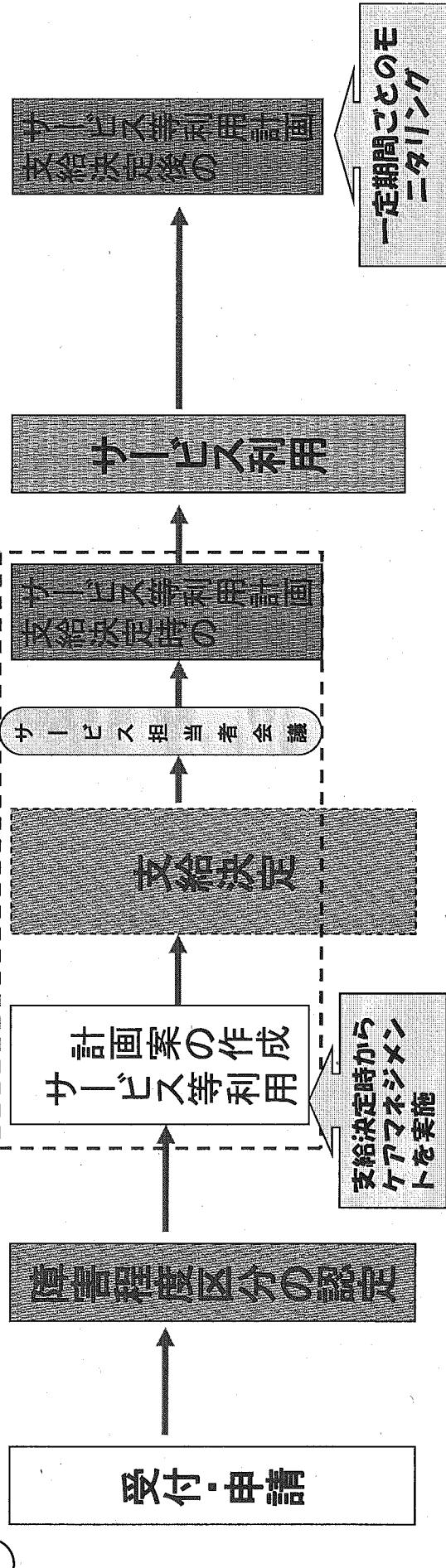
(法) 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

(法) 障害児に新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービスのサービス等利用計画に相当)を作成する。

* 障害児の居宅介護等の居宅サービスに基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画には、同一事業者が一體的(通所・居宅)に作成することを想定)

* 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

(法) とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



計画相談支援・障害児相談支援(案)

1. 対象者

→ 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大。
具体的な対象者については、以下のとおりとする。

(障害者自立支援法の計画相談支援の対象者)

・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者

・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

※ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合には、市町村が、介護保険制度の居宅介護支援計画(ケアプラン)で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めることが可。

(児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児通所支援を利用するすべての障害児

→ 対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施。

この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者(※)、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大。
なお、施設入所支援ヒート労働継続支援又は生活介護の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

※ ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
③ 常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しく困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けない者に限る。)

2. サービス内容

○ 支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)

- 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成。
- 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○ 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

- 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)。 → P87 参照
- サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

3. 事業の実施者（市町村が指定する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当））

（指定手続）

- 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。（事業所の所在地以外の市町村の障害者（児）への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。）
- 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
 - ① 三障害対応可（他の事業所との連携により、可能な場合を含む。）
 - ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
 - ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

（人員基準）

- 管理者及び相談支援専門員（現行の指定相談支援事業者と同じ）とする。
- ※ 事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない（地域相談支援との兼務は可）。ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4. 報酬

- 現行と同様に計画作成とモニタリングを評価する。
- 支給決定時又は変更時の計画作成（サービス利用支援・障害児支援利用援助）と比べて、モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）については報酬の差を設ける方向で検討。
- 障害児に係る計画作成等の報酬について
特定相談支援事業者（障害児の居宅サービス）及び障害児相談支援事業者（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成することとし、当該報酬については、障害児相談支援に係る報酬のみを算定する方向で検討。
- 居宅介護計画（ケアプラン）とサービス等利用計画を担当する者が同一の場合の報酬について
利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一體的に行われるため、サービス等利用計画に係る報酬を減額して一定額を算定する方向で検討。

新

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間(案)

1 基本的な考え方

- 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示すこととする。

2 モニタリング期間の設定(案)(省令事項)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、以下の標準期間及び事項を勘案して個別に定める仕組みとする。

標準期間 → P90参照

- | | | |
|---|--|---------------------------------------|
| ① 新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変更があつた者 ※④を除く → <input type="checkbox"/> 利用開始から3ヶ月間、毎月実施 | ア 以下の者(現行制度の対象者) | イ ア以外の者 |
| ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く → <input type="checkbox"/> 每月実施 | ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 | → <input type="checkbox"/> 6ヶ月ごとに1回実施 |
| | ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 | → <input type="checkbox"/> 1年ごとに1回実施 |
| | ・ 常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。) | → <input type="checkbox"/> 6ヶ月ごとに1回実施 |

勘案事項

- 障害者等の心身の状況
- 障害者等の置かれている環境
 - ・ 障害者等の介護を行う者の状況
 - ・ 生活状況(日中活動の状況(就労・通所施設等)、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ(乳幼児期から学齢期への移行、学齢期からの就労への移行等)の変化)
- 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- 提供されるサービスの種類、内容、量
- 提供される各サービスの目標及び達成時期
- 支給決定の有効期間 ※支給決定の有効期間の最終月は、支給決定の更新等のための計画作成等を併せて実施。

3 モニタリング期間設定の手続き(案)(省令事項)

- ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)案」を記載。
- ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出。
- ③ 市町村は、支給決定に併せて、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、支給決定の有効期間の範囲内(毎月等集中的に実施する場合は1年を越えない範囲内)で「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)」を定め、受給者証(※)に当該期間を記載し、対象者に通知。
※ 受給者証に記載欄を設ける。
- ④ 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)は、市町村が定めたモニタリング期間に基づき、モニタリングを実施。
- ⑤ 市町村は、モニタリング期間を変更(毎月→6ヶ月等)する場合には、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知(受給者証の提出を求める記載を変更)。
- ⑥ なお、対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めたときには報酬を算定できることとする。

4 その他の論点

セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）によるモニタリングは実施しないこととする。

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員（入所・通所・在宅）と兼務する場合のモニタリングの取扱い

相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、現行制度と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。

サービス提供事業所の職員（入所・通所・在宅すべて）と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなつた場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

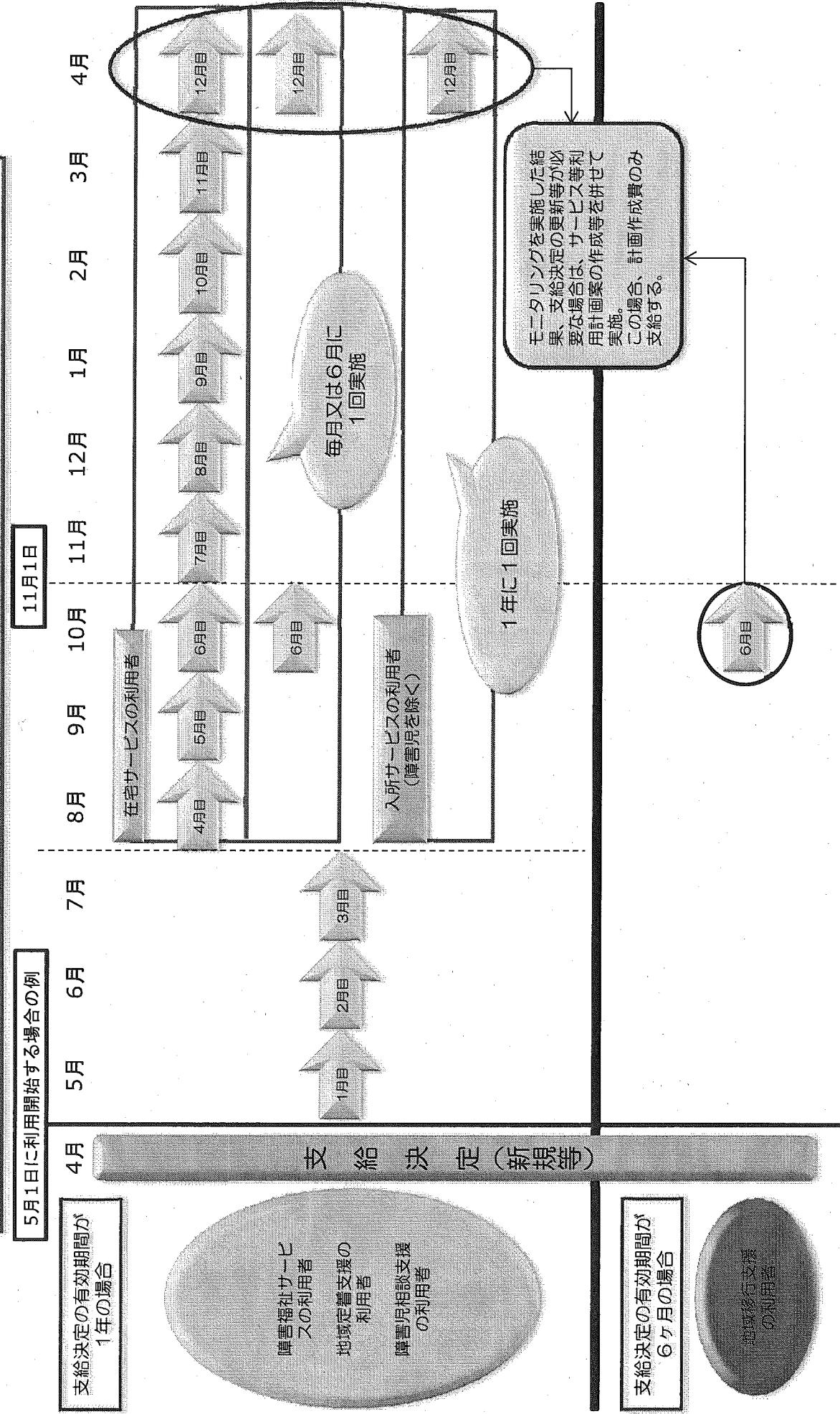
このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングは別の相談支援専門員が行うこととする。

- ① 地域に他の相談支援事業者がいない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合（計画作成とその後のモニタリングは一體的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の変更に当たつては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
等
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

新

モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすることなどが想定されることがあります。



新

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

アセスメント

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項
- ・サービス等利用計画

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作成する。

個別支援計画

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

アセスメント

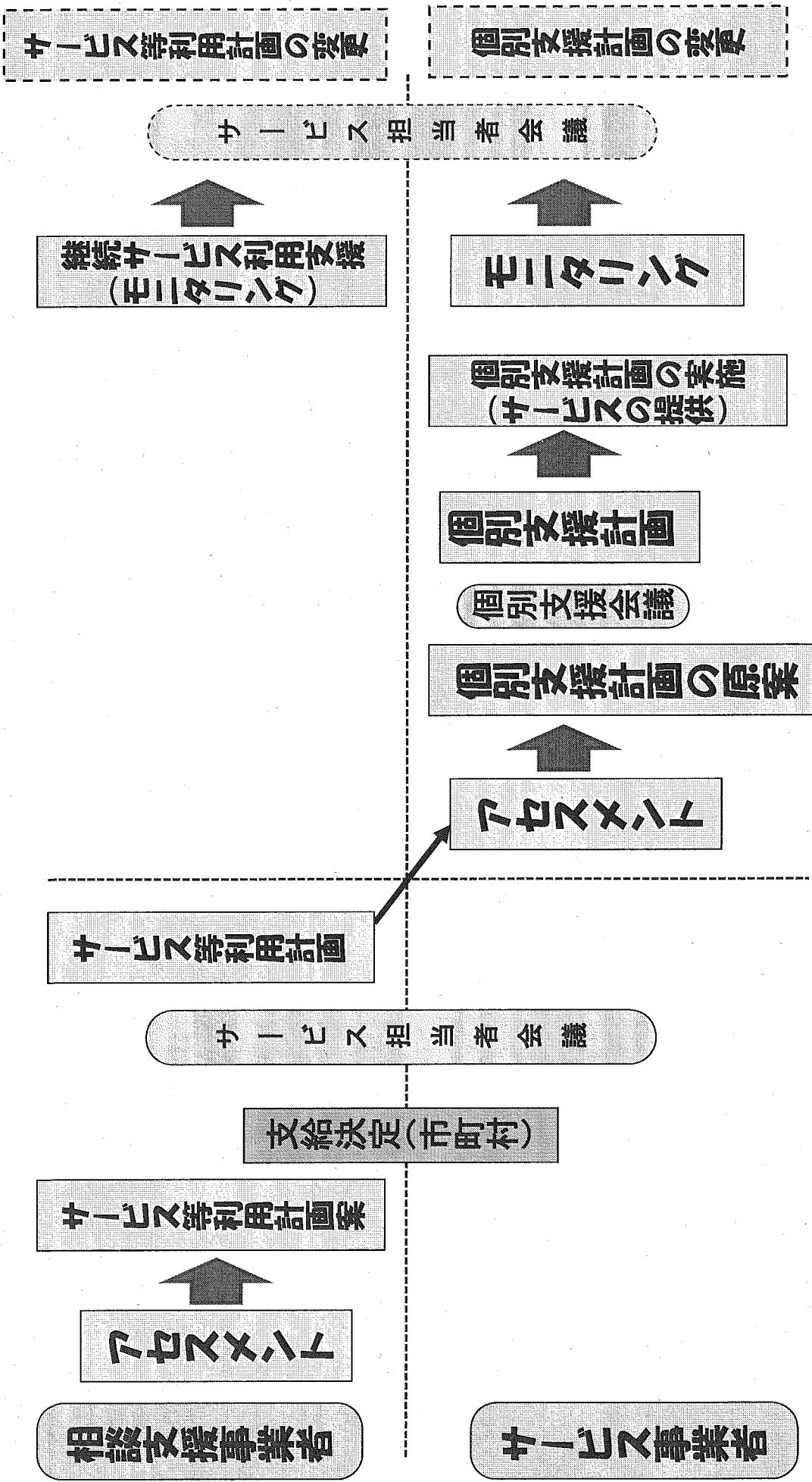
サービス事業者

サービス事業者

サービス等利用計画を受けて、
自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成する
よう努める。

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係

新



地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）（案）

1. 対象者

（地域移行支援）

- 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者も対象。
- 精神科病院（精神科病院以外で精神科病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者。
 - 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者（例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど）を対象とする。

※ 地域移行支援の支給決定主体については、現行の障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。

（入院・入所前の居住地の市町村が支給決定）

（地域定着支援）

- 居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者。
 - 「その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者」にについては、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者とする。
 - 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等を想定。
 - グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

2. サービス内容

（地域移行支援）

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。
 - 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を想定。 → P95参照

（地域定着支援）

- 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。
 - 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。
 - 「その他の便宜」については、緊急訪問、緊急対応等を想定。

3. 給付決定の有効期間

(地域移行支援)

- 6か月以内。市町村が対象者の状況に応じて必要と認める場合は6ヶ月以内で更新可。
- 更なる更新については、市町村が真に必要と認める場合に6ヶ月以内ごとに更新可。

(地域定着支援)

- 1年以内。対象者の状況に応じて必要に応じて更新可とする。

4. 事業の実施者（都道府県が指定する一般相談支援事業者（地域移行・定着担当））

法 ※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内には「指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）」とみなす。(期間内に指定申請しないときは、その効力を失うこととに留意。)

(指定手続)

- 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に申請し、当該都道府県知事が指定。

(人員基準)

- 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者とする。
 - ※ 事業所ごとに、事従の者を配置をしなければならない（計画相談支援・障害児相談支援との兼務は可）。
 - ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。
- ※ 相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、地域移行推進員への助言指導等を行う責任者としての役割。
- ※ 地域移行支援・地域定着支援を担当する者については、資格や経験を問わない。
- ※ 現行の精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者については、当面の間、相談支援専門員の配置の有無に問わらず指定できる経過措置を設ける。

5. 報酬

- 以下のサービスを評価する方向で検討。

(地域移行支援)

- ・ 入所施設や精神科病院への訪問による相談等
- ・ 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援
- ・ 住居を確保するための入居支援 等

(地域定着支援)

- ・ 常時の連絡体制(毎月、定額を算定)
- ・ 緊急訪問、緊急対応 等

新

地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

事業の対象者
への周知
・意向の聴取等

対象者選定



相談支援
事業者へ
つなげる

地域移行支援

【初期】

- 計画作成
- 訪問相談、情報提供
- 訪問相談
- 同行支援
- 日中活動の体験利用
- 外泊・体験宿泊

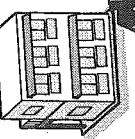
【中期】

- 訪問相談
- 同行支援
- 日中活動の体験利用
- 同行支援
- 関係機関調整

地域定着支援

- 居宅で単身等で生活する者との常時の連絡体制
- 緊急訪問、緊急対応

- 【精神科病院・入所施設】
相談支援事業者と連携による地域
移行に向けた支援の実施
- 【障害福祉サービス事業所】
日中活動の体験利用



- 【自宅・アパート・グループホーム等】
外泊・宿泊体験



- 【精神科病院・入所施設】
通院、デイケア、訪問看護

- 【障害福祉サービス事業所】
日中活動、居宅サービス利用

- 【自宅・アパート・グループホーム等】
住まいの場の支援

連携

自立支援協議会によるネットワーク化

市町村・保健所・精神保健福祉センター・福祉事務所・障害福祉サービス事業所
障害者就業・生活支援センター等

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

新

「地域移行支援」の流れ（イメージ）

初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的イメージ作り）

中期段階

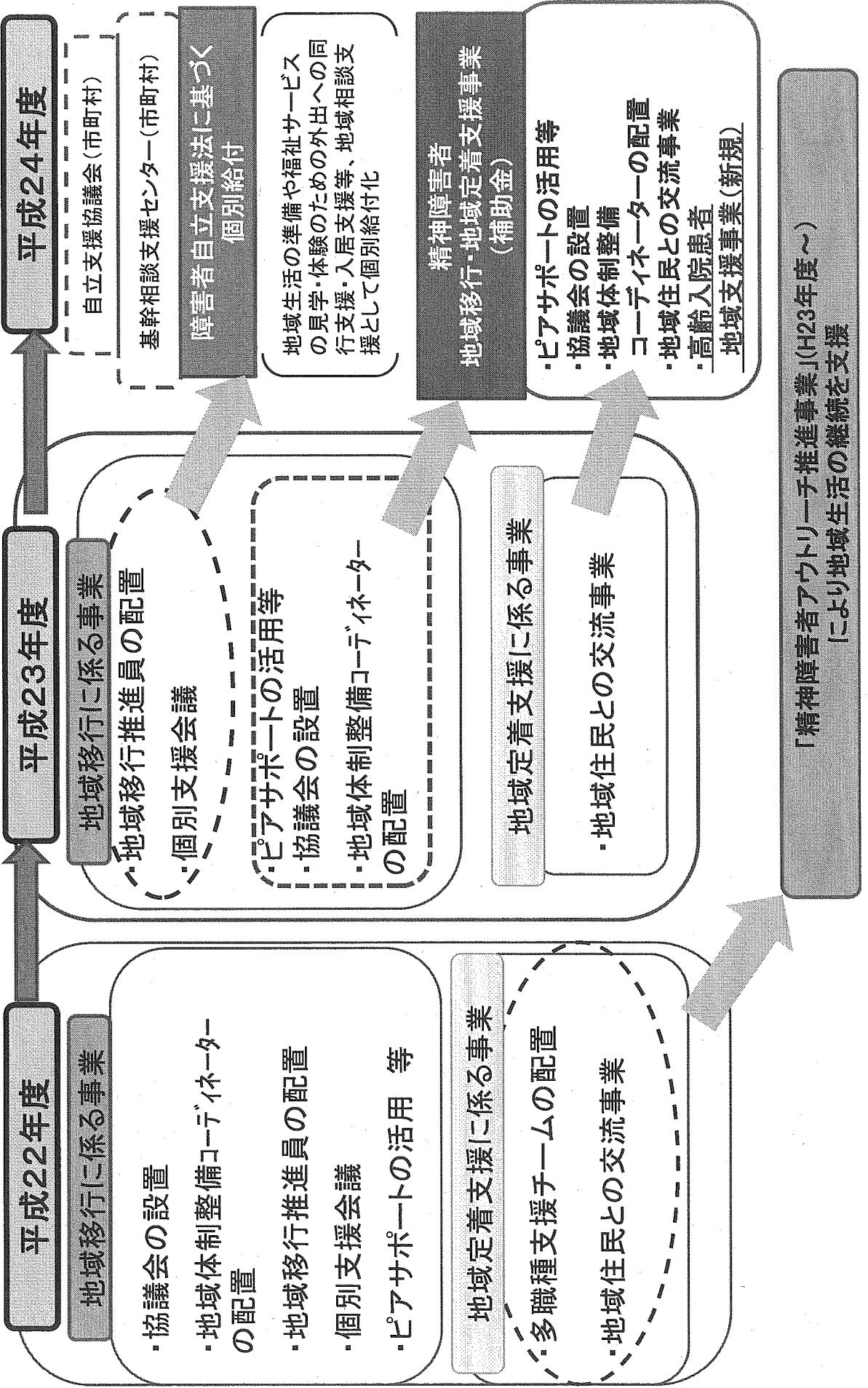
- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）

終期段階

- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）

新

平成24年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業（補助金）」の概算要求について



精神障害者の地域移行・地域定着に係る都道府県・保健所の役割について

都道府県及び保健所は、精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援について、市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携等の役割を担う。

【都道府県】

- ・障害福祉計画に係る入院中の者に係るサービス量の見込について保健所及び市町村等に提示。
- ・地方精神保健福祉審議会及び都道府県自立支援協議会を通じ、精神科病院や関係機関への地域移行・地域定着支援の推進に向けた働きかけを実施。
- ・一般相談支援事業者の指定権者として、地域相談支援に係る事業者の指導監督の実施等

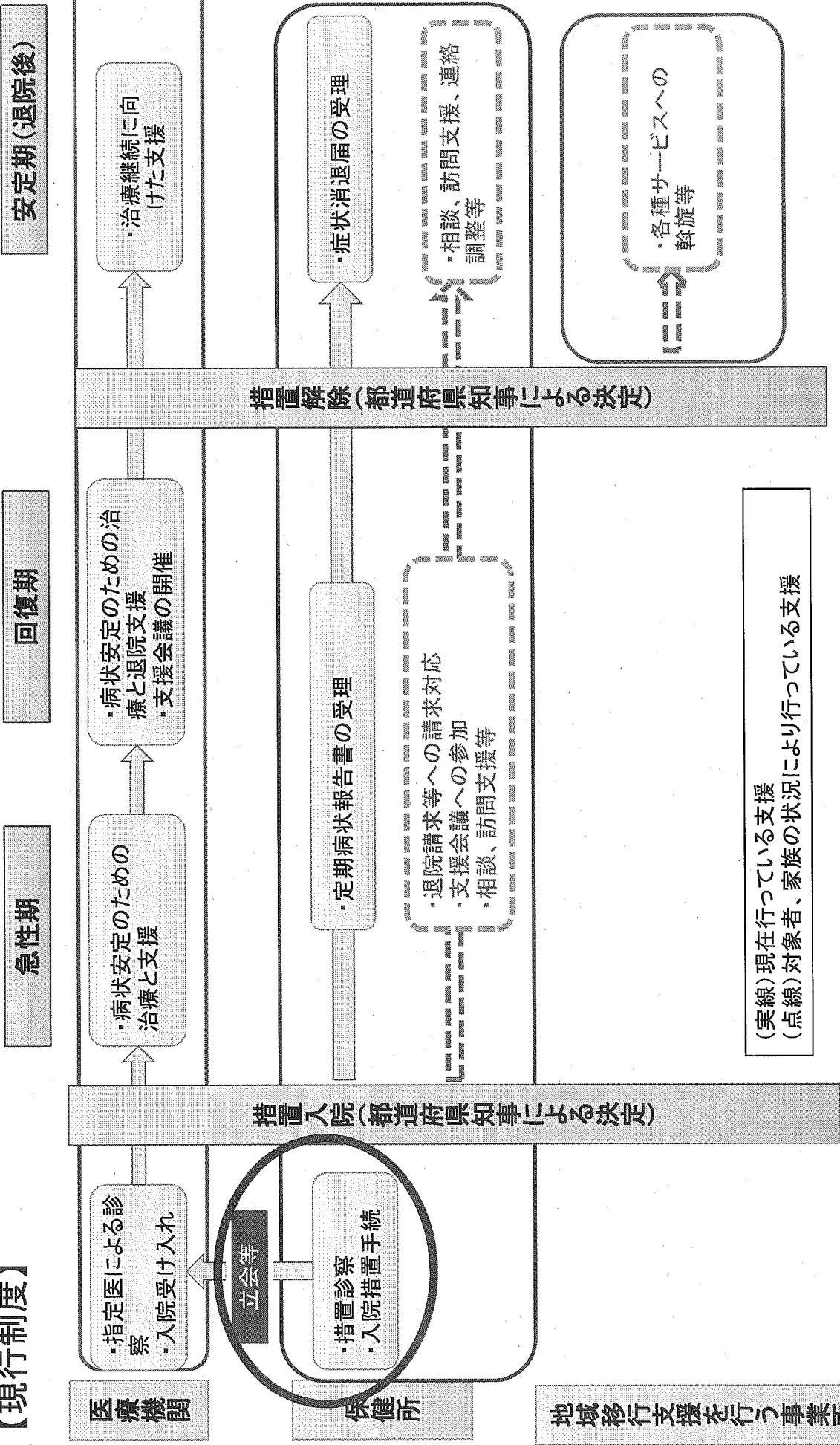
【保健所】

- ・精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた調整及び連携推進、市町村、精神科病院及び関係機関に對しての積極的な働きかけ。
- ・自立支援協議会等のメンバートとしての参加及び協力。
- ・利用者の状況に応じ、保健師や精神保健福祉相談員等が、地域移行支援・地域定着支援を担当する者と共に、同行訪問及び精神科病院等への連絡調整。
- ・市町村に対する管内の精神障害者に係る状況(入院者数等)に係る情報提供等。

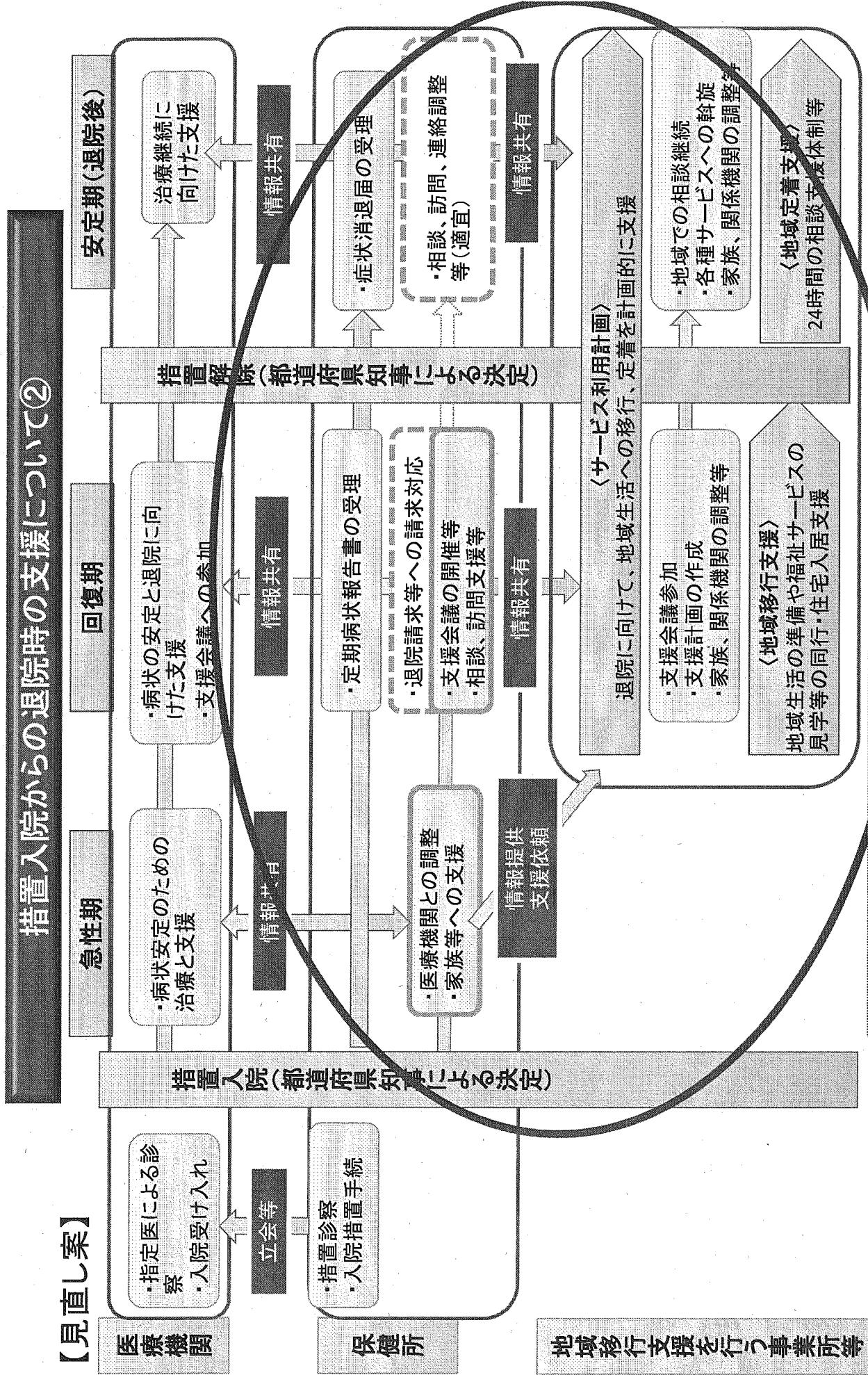
新

【現行制度】

措置入院からの退院時の支援について①

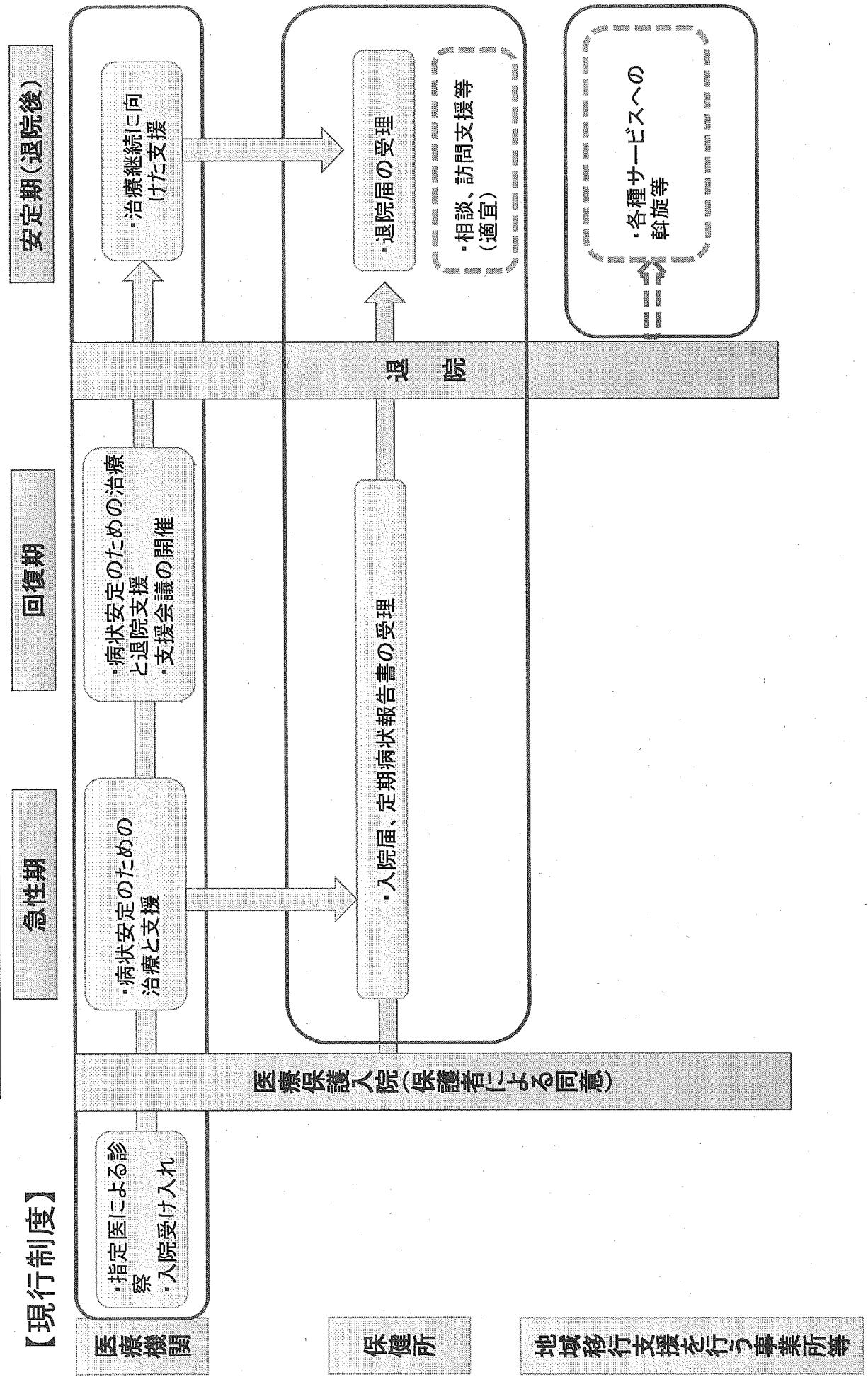


【見直し案】



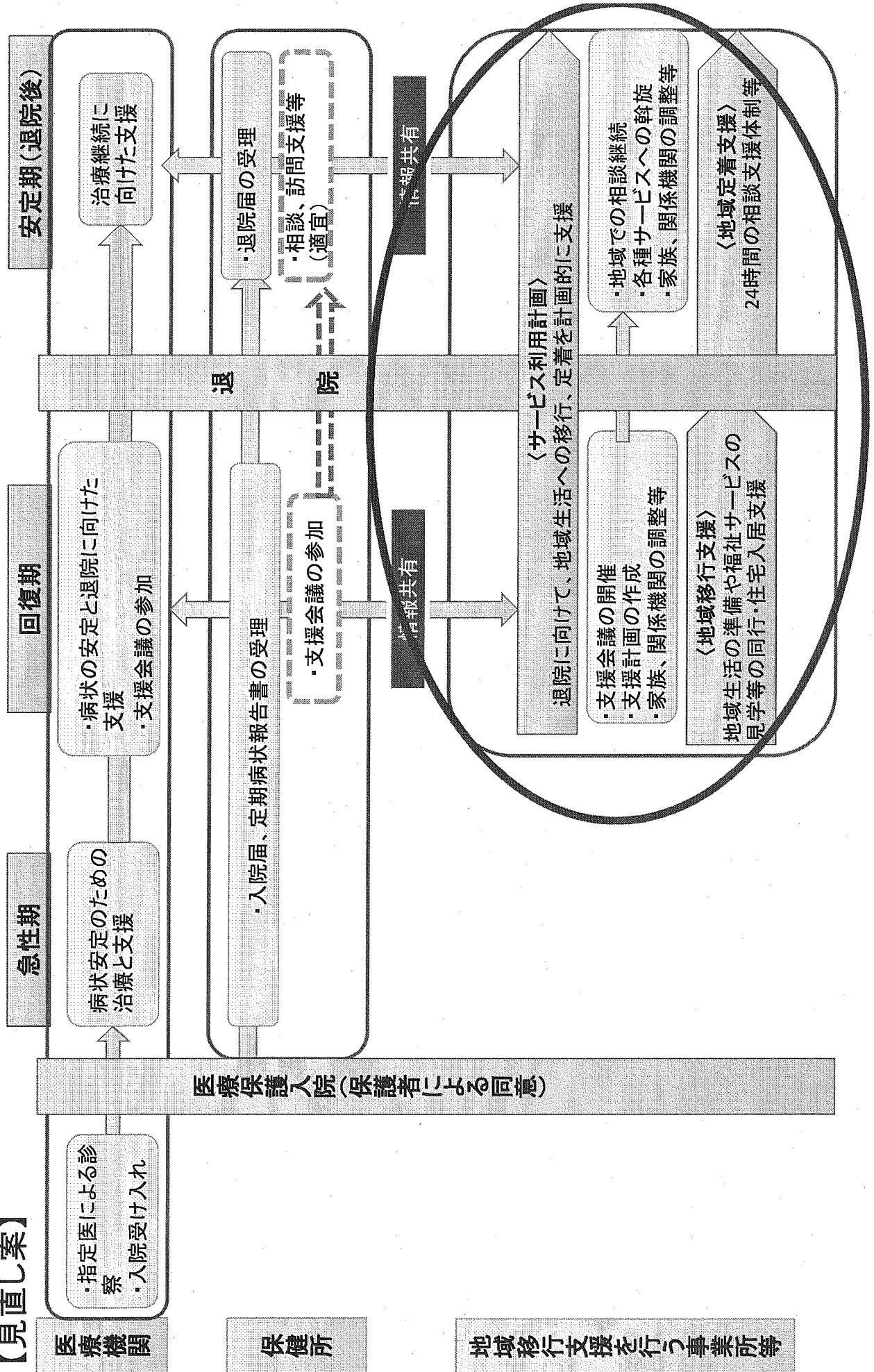
医療保護入院からの退院時の支援について①

【現行制度】



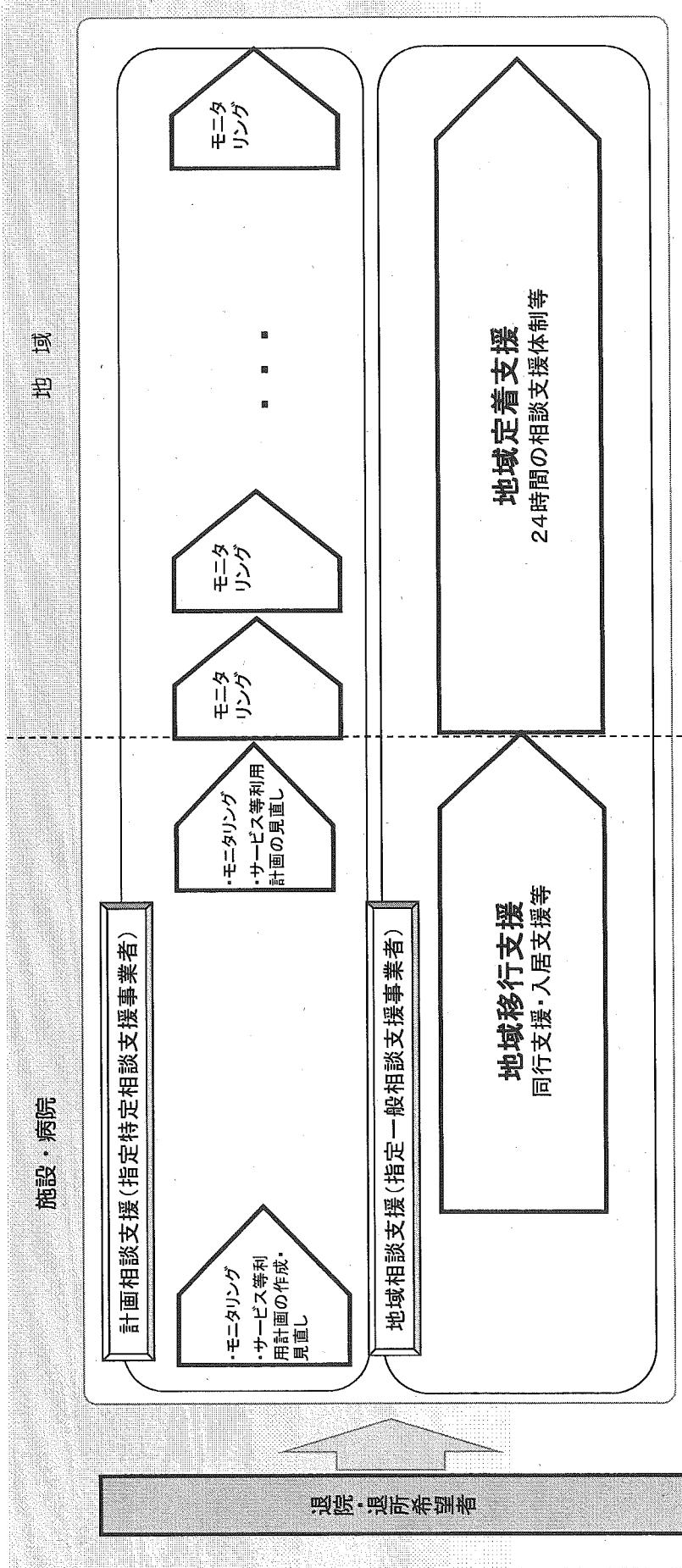
【見直し案】

医療保護入院からの退院時の支援について②



施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
- 入院患者は、モニタリング対象者ではないため（サービス利用者ではないため）、精神科病院からの依頼を受けて、地域移行支援に繋げる。
※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



相談支援の提供体制の整備と質の確保（案）

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要。その上で、更なる質の向上を図る観点から、相談支援専門員の任用の方針等について将来に向けて見直しを検討することとする。

○ 相談支援の提供体制の整備

(相談支援従事者研修の実施主体の拡大)

今年度から、相談支援従事者研修の実施主体について、現行の実施主体の都道府県に加え、都道府県知事の指定する事業者まで拡大。

→ 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について（平成23年10月26日障害児支援室事業連絡）を発出。

(民間団体の相談支援業務従事者の活用)

今年度から、相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によるものと、実績として認めることとする。

→ 「相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて」（平成23年10月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）を発出。

※ 一定の要件については、相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする事業者が、相談支援業務に従事した期間を証明するものとする。

(障害福祉計画に基づく計画的な提供体制の整備)

自治体が策定する障害福祉サービス又は地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、相談支援の提供体制を計画的に整備。

○ 相談支援の質の確保

(指定相談支援事業者の事業の実施状況等の公表)

指定相談支援事業者の人員体制（保有資格や経験年数等）や事業の実施状況（相談件数や計画作成数等）の公表等について検討。

(相談支援従事者研修の充実等)

相談支援従事者研修の充実等について検討。

相談支援事業者の状況について（H22.4.1）

都道府県	サービス利用者数 (実数)	相談支援事業者数		相談支援専門員数		相談支援事業所に配置されている人數 1人当たりのサービス利用者数 (A/D)	相談支援専門員 1人当たりのサービス利用者数 (A/D)
		(A)	(B)	(C)	(D)		
01 北海道	38,145	140	1,913	289	132	25 滋賀県	7,203
02 青森県	8,136	58	593	98	83	26 京都府	12,411
03 岩手県	8,050	37	1,300	67	120	27 大阪府	37,653
04 宮城县	10,214	25	1,030	61	167	28 兵庫県	22,455
05 秋田県	5,877	41	459	74	79	29 奈良県	6,181
06 山形県	5,504	29	289	40	138	30 和歌山县	5,817
07 福島県	9,058	55	889	90	101	31 鳥取県	4,059
08 茨城県	11,259	56	751	100	113	32 岐阜県	5,296
09 栃木県	8,395	50	635	69	122	33 国山県	9,466
10 群馬県	7,246	49	562	87	83	34 広島県	12,009
11 埼玉県	19,262	103	1,318	212	91	35 山口県	7,218
12 千葉県	18,679	98	1,008	190	98	36 徳島県	5,026
13 東京都	45,925	200	1,747	421	109	37 香川県	4,298
14 神奈川県	30,212	105	2,150	253	119	38 愛媛県	7,055
15 新潟県	10,093	65	1,080	149	68	39 高知県	4,483
16 富山県	4,589	27	351	49	94	40 福岡県	22,401
17 石川県	5,456	31	361	44	124	41 佐賀県	4,393
18 福井県	4,489	33	936	42	107	42 長崎県	8,875
19 山梨県	3,926	31	583	45	87	43 熊本県	10,013
20 長野県	9,944	71	1,321	143	70	44 大分県	7,038
21 岐阜県	8,838	41	715	65	136	45 宮崎県	5,641
22 静岡県	13,455	81	715	141	95	46 鹿児島県	10,255
23 愛知県	23,494	169	1,814	358	66	47 沖縄県	8,662
24 三重県	7,326	21	740	44	167	全国計	545,480

※1 サービス利用者(実数)は、H22.4国保連データ。

※2 相談支援事業者数及び相談支援専門員数は、H22.4障害福祉課調べデータ。

※3 サービス利用計画作成費の支給対象者を中心とした相談支援事業のあり方に関する調査では、相談支援専門員1人当たり平均39.9人を担当。

都道府県	サービス利用者数 (実数)	相談支援事業者数		相談支援専門員数		相談支援事業所に配置されている人數 1人当たりのサービス利用者数 (A/D)	相談支援専門員 1人当たりのサービス利用者数 (A/D)
		(A)	(B)	(C)	(D)		
01 北海道	38,145	140	1,913	289	132	25 滋賀県	7,203
02 青森県	8,136	58	593	98	83	26 京都府	12,411
03 岩手県	8,050	37	1,300	67	120	27 大阪府	37,653
04 宮城县	10,214	25	1,030	61	167	28 兵庫県	22,455
05 秋田県	5,877	41	459	74	79	29 奈良県	6,181
06 山形県	5,504	29	289	40	138	30 和歌山县	5,817
07 福島県	9,058	55	889	90	101	31 鳥取県	4,059
08 茨城県	11,259	56	751	100	113	32 岐阜県	5,296
09 栃木県	8,395	50	635	69	122	33 国山県	9,466
10 群馬県	7,246	49	562	87	83	34 広島県	12,009
11 埼玉県	19,262	103	1,318	212	91	35 山口県	7,218
12 千葉県	18,679	98	1,008	190	98	36 徳島県	5,026
13 東京都	45,925	200	1,747	421	109	37 香川県	4,298
14 神奈川県	30,212	105	2,150	253	119	38 愛媛県	7,055
15 新潟県	10,093	65	1,080	149	68	39 高知県	4,483
16 富山県	4,589	27	351	49	94	40 福岡県	22,401
17 石川県	5,456	31	361	44	124	41 佐賀県	4,393
18 福井県	4,489	33	936	42	107	42 長崎県	8,875
19 山梨県	3,926	31	583	45	87	43 熊本県	10,013
20 長野県	9,944	71	1,321	143	70	44 大分県	7,038
21 岐阜県	8,838	41	715	65	136	45 宮崎県	5,641
22 静岡県	13,455	81	715	141	95	46 鹿児島県	10,255
23 愛知県	23,494	169	1,814	358	66	47 沖縄県	8,662
24 三重県	7,326	21	740	44	167	全国計	545,480

相談支援従事者研修事業者の指定要件

○ 事業実施者に関する要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ・ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

○ 事業内容に関する要件

- ・ 国が行う相談支援従事者指導者養成研修（以下、「国研修」という。）を修了した者を中心として実施すること。
- ・ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。
特に初任者研修標準カリキュラムにおける「2 ケアマネジメントの手法に関する講義」の講師及び「4 ケアマネジメントプロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。（その他の講義、演習については、相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てることとする。）
- ・ 研修事業が、継続的に毎年1回以上実施されること。

※ 都道府県は、指定を希望する民間団体等に対して、必要に応じて指定研修において中心となる国研修修了者の斡旋等を行っていただく。

○ 研修受講者に関する要件

- ・ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確實に把握し、保存すること。

○ その他の要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意すること。
- ・ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

民間団体の相談支援業務従事者の活用

相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助による民間団体の相談の実績について、以下の要件をいざれも満たす場合に、指定相談支援事業者の指定を受ける前の事業所における相談支援業務を実務要件として認めることがあります。

- 指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
※ 指定に当たっては法人格が必要であることに留意。
 - 民間団体の活動を、指定を受けている、又は受けようとする旨を証明し、かつ、「5年間の相談業務を行っていること」が客観的に分かる資料（※）があること。
※ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書や決算資料等により客観的に相談業務を実施していることが分かる場合も可とする。
- (参考) 現行の取扱い (H18.11相談支援事業関係Q & Aにおいて提示)
- (1) 事業所要件
公的な補助金や委託により運営されており、かつ、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されている事業所
 - (2) 実務経験の証明
事業所の長が、業務内容や勤務日数を証明した期間

(参考) 相談支援専門員の実務経験

業務の範囲	相談支援専門員		
	業務内容	実務経験年数	
① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上	
② 介護等業務	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する者 (3) 國家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者 その他これら の業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
③ 有資格者等	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	その他これら の業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する者 (3) 保育士 (4) 児童指導員用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員用資格者	5年以上
	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、國家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上	

※1 平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2 國家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、柔能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

平成23年度における相談支援専門員の研修体系

- 障害者自立支援法等の改正における「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」及び「障害児相談支援」を創設。（平成24年4月1日施行）
- このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施。
- 併せて、現任者の資質の向上のために、専門コース別研修を創設。
- これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とする。
- ※ 平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討。

相談支援専門員の必須の研修

初任者研修
<初年度>

(31. 5時間)

現任研修
<5年ごと>

(18時間)

新 専門コース別研修

※専門コース別研修は、現任研修の受講の有無にかかわらず、必要に応じて受講することも可能

新 法の円滑な施行準備のための研修
【カリキュラム】
・地域相談支援
・障害児相談支援
(4~5時間程度)

事業者指定のイメージ

特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一括的に受け取ることも可能。

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)

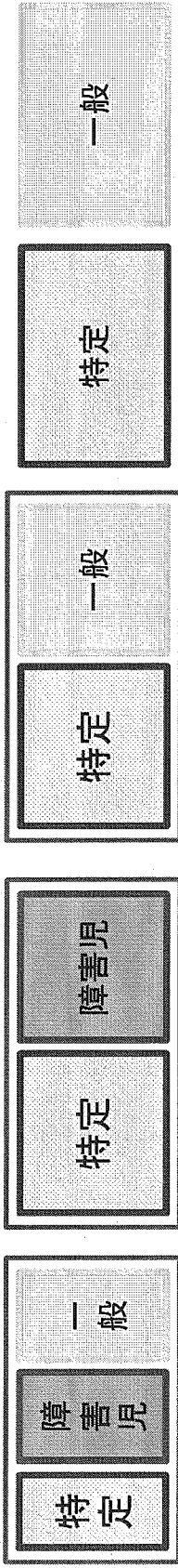
(人員基準) 管理者、相談支援専門員

※「障害児相談支援事業者」の指定を受けける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一括的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受け取ることを想定。この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者についても、対象者を障害児のみとすることも可能とする。

一般相談支援事業者(地域移行・定着支援担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者

【想定される類型】



障害福祉サービスの利用の組み合わせ(案)

○ 障害福祉サービスの利用の組み合わせ

障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対して、サービス等利用計画を作成することによりケアマネジメントがなされることを踏まえ、平成24年度以降における以下の障害福祉サービスの利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合せの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようになります。

(施設入所支援と就労継続支援)

- ・ 就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ

(施設入所支援と生活介護)

- ・ 障害程度区分が4(50歳以上は3)よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受入者が困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合せ

※ 障害程度区分4以上であつて一定の要件を満たす重度の障害者が、職員配置基準を超えて手厚い人員体制による介護が必要となる場合における、ケアホームとホームヘルパーの利用の組み合せについては、現行の経過措置を延長。

基幹相談支援センター（案）

1. 設置者

法 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着担当）を行う者その他
厚生労働省令で定める者が設置することができる。

→ 「厚生労働省令で定める者」については特定相談支援事業者（計画作成担当）とする。

2. 設置方法

→ 身近な地域の相談支援事業者と基幹相談支援センターによる体制を基本とする。
このほか、地域における相談支援事業者の状況等により、基幹相談支援センター単独による場合も想定される。

3. 業務

法 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施。

4. 人員体制

→ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員体制を確保。（画一的な人員基準は設けないこととする）

5. 財源

一般財源（交付税）

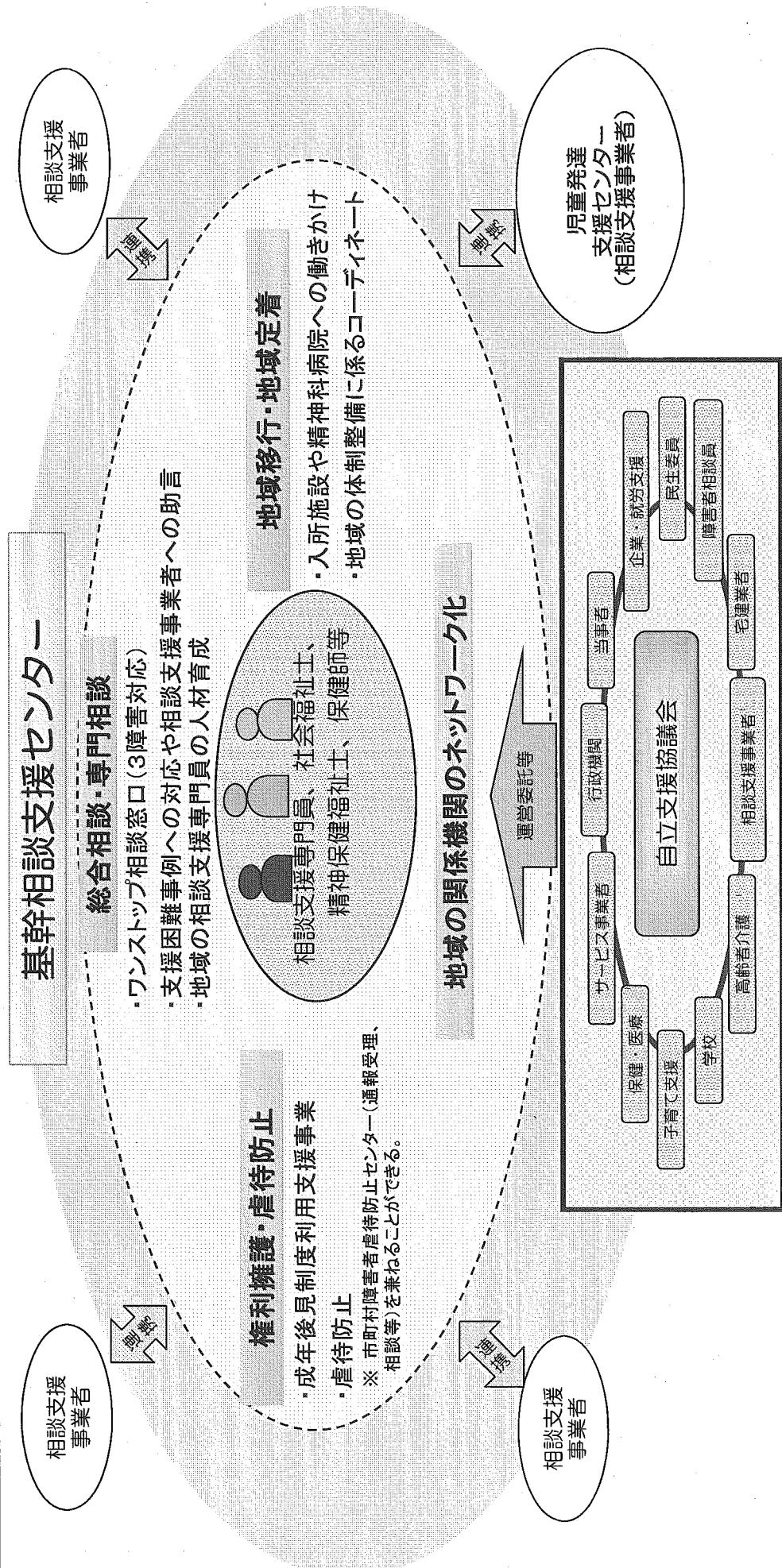
※ 地域生活支援事業費補助金による機能強化のための費用の補助（専門職の配置やコーディネーターへの補助）や社会福祉施設整備費補助金による施設整備費について、概算要求。

新

基幹相談支援センターの役割のイメージ

- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。
 - 現在の相談支援事業に係る交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金による以下との補助や社会福祉施設整備費補助金による施設整備への補助を概算要求。

- ① 専門職の配置 ② 地域の体制整備のコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）



新

市町村の自立支援協議会の役割（案）

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになつた地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
 - 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るために体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援事業者による相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
 - また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
 - このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担当したための専門部会の設置を検討。
- ※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならぬとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聽くよう努めるここと。

自立支援協議会



成年後見制度利用支援事業の必須事業化(案)

(法) 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする方向で検討。

※ 必須事業化に伴う費用について、地域生活支援事業費補助金において概算要求。

